

**労災補償課 分室が移転します。  
移転後の労災診療費等請求書の提出は新住所に！**

広島労働局労働基準部労災補償課 分室が、  
現在の「広島市中区八丁堀 5-7 広島 KS ビル 6F」から、  
**新住所「広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館 6F」**に

**令和6年12月2日(月)より、移転します。**

- ・ 労災診療費請求書等
- ・ 労災薬剤費請求書等
- ・ 労災アフターケア請求書等
- ・ 労災二次健康診断等費用請求書等
- ・ 労災訪問看護費用請求書等

これらの請求書については、**新住所** に提出してください。

### 新住所

広島労働局労働基準部労災補償課 分室

〒730-8538

広島市中区上八丁堀 6番30号

広島合同庁舎 2号館 6階

TEL : 082-962-9248

**電話番号も変わります。**

広島労働局労働基準部労災補償課医療係

(082-221-9245)

### ご請求は労災保険オンラインレセプトが便利です！

労災保険オンラインレセプトの場合、提出期限に余裕ができ、個人情報の流出防止や電子化加算等のメリットもありますので、この機会に導入をご検討ください。

なお、現在、導入支援金として、導入経費の2分の1程度（最大で80万円）の支援が受けられます（納品した日付が令和7年2月28日までが対象となります）。予算がなくなり次第終了となりますので、お早めの申請手続きをお願いします。